

大学の世界展開力強化事業（平成28年度採択）中間評価結果

大 学 名	名古屋大学
整理番号	A-①-4
事 業 名	東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会における評価

(総括評価) A⁻	これまでの取組を一部改善することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
(コメント) <p>本プログラムは、日中韓における東アジアの「認識共同体」「共通法」の形成を通して、アジアとしての法学分野の共通の基盤を構築するという大きな目標を掲げるものである。</p> <p>これを実現する専門家を養成するため、プログラムの展開を大学院にまで広げ、日中韓のダブル・ディグリープログラムの制度化を進めるなど、より専門性の高いレベルで学ばせる仕組みを整備している。また、広くアジアで活躍する社会人の養成という観点からは、学部生を対象とするプログラムの派遣期間を1年間だけではなく1学期間でも可能とし、学生の積極的な参加を促している。さらに、不足していた語学力の強化にも取り組んでおり、学部学生の交流の活発化を図っていることは評価できる。加えて、本プログラムに参加した学部生のうち、中韓の法と政治をより専門的に学ぶことを目的に修士課程及び法科大学院に進学した学生を輩出していることは、成果の一つとして評価できる。</p> <p>一方で、東アジア「共通法」の形成を担う人材育成のために設定された学習成果目標の「東アジアの法と政治に対する専門的な理解と研究による知的生産能力」、「東アジアの法と政治に対する包括的な理解」、「プレゼンテーション能力」という3つの能力をどのように評価するかについての明確な指標がない。これらは短期間で獲得できる能力ではないが、本プログラムにより、3つの能力の習得が成されたのかを評価することは、大学側が提供するプログラムである以上、必要なことであることから真摯な対応が望まれる。</p> <p>最後に、今後も補助期間終了後の継続的な実施を見据えた事業計画の策定と安定的な財源確保に努め、学内及び関係機関との質保証を伴う国際教育連携の推進と将来の我が国の更なる発展に向け、積極的に事業を展開していくことが期待される。</p>	